

業務委託仕様書

1. 委託事業名

西明石地域交流センター開館に向けた地域住民等参画事業コーディネート業務

2. 事業の目的

令和 9 年 9 月に開館予定の「西明石地域交流センターicotto」(以下「icotto」という。)について地域住民等が意見を交わし、市とともに考え、活動するための参画の場を設置する。icotto が地域に根差した「市民とともに創る」施設となることを目指して、地域の機運を高め、関心の高い人材を発掘し、住民等主体の活動を促進することを目的とする。

また、icotto の運営に当たっては指定管理者の募集を予定している。本事業を通じて集まった意見や住民等による活動を運営に反映させるとともに、高まった機運や参画の動きを持続させるため、指定管理者へ円滑に引き継ぐ必要がある。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月末まで

4. 事業スケジュール

令和 8 年	4～5 月	事業開始
令和 8 年	12 月	指定管理者決定(予定)
令和 9 年	4 月	指定管理業務委託開始(予定)
令和 9 年	5 月	icotto 建物完成(予定)
令和 9 年	9 月	icotto 開館(予定)

5. 委託内容

(1)「icotto 準備室(仮称)」の運営

地域住民等が icotto 整備に関する情報を自由に閲覧し、また icotto に関する意見を発信できるプラットフォームとして、以下の通り「icotto 準備室(仮称)」を設置する。

- ① 市が提供する icotto 整備に関する情報を掲示するとともに、地域住民等から icotto についての意見やアイデアを募る機能を持つ。市が指定する設置場所を活用するほか、必要に応じて SNS の活用など、効果的な方法を受託者が提案・実施する。
- ② 設置期間は原則「3 委託期間」と同じとし、変更する場合は市と協議し決定する。

(2)「みんなの icotto ミーティング(仮称)」の企画・進行等

住民等同士で icotto について自由な意見交換ができ、市から icotto 整備に関する情報を得られる、自由参加・退室の開かれた場として、「みんなの icotto ミーティング(仮称)」を以下の通り開催する。

- ① 各回の内容は受託者が企画・提案し、市と協議して決定する。地域住民等の icotto に対する期待感を高め、住民等主体の活動の創出につながるような内容を提案する。
- ② 委託期間中少なくとも 3 か月に 1 回開催する。開催時期の決定・変更にあたっては、市と協議する。
- ③ 開催場所は市と協議して決定する。

- ④ 当日は企画内容に沿って受託者が進行する。市・受託者ともに、各回を効果的に進行するために必要な人員を出席させる。
- ⑤ 各回の記録は受託者が作成し、「icotto 準備室(仮称)」や SNS 等を活用して、次回以降の日程・内容等とともに、地域住民等が閲覧できるようにする。

(3)地域住民等による活動等のサポート・コーディネート

「icotto 準備室(仮称)」 「みんなの icotto ミーティング(仮称)」を通じて地域住民等同士がつながってチームを作り、主体的な活動に発展することが期待される。受託者は必要に応じて、そうしたチーム活動等のサポート・コーディネートを行う。想定される内容としては、

- 近い希望を持つ参加者同士のマッチング等を通じたチームの立ち上げサポート
- 各チームの打ち合わせの進行サポート
- 「icotto 準備室(仮称)」、SNS 等を活用した活動内容の発信サポート
- チーム活動への新規参入促進及び参入希望があった際の調整
- チーム同士の協働の促進・調整

などが挙げられる。地域住民等の希望に応じて柔軟に対応する。

(4)指定管理者との協議・調整

委託期間中に icotto 指定管理者が決定した場合、市と共に指定管理者に対し、これまでの取組内容、経緯、関係者、その他必要な事項について共有することを目的とした協議を行う。それ以降も指定管理者と協議しながら並走する形で業務を進め、icotto 開館に向けて、徐々に住民等参加に関する調整・対応のウエイトを指定管理者に移行することを意識して取り組む。

6. 市への報告

① 四半期報告(翌月 30 日まで)

四半期ごとの委託業務の実施状況について、報告書(様式任意)を作成し市に報告するとともに、必要な協議を行う。

2026 年 4 月～6 月	7 月 30 日までに提出
2026 年 7 月～9 月	10 月 30 日までに提出
2026 年 10 月～12 月	1 月 30 日までに提出
2027 年 1 月～3 月	4 月 30 日までに提出

② 完了報告(事業終了後 30 日以内)

委託期間終了後、任意の様式で事業報告書を作成し、完了届とともに市に提出する。

7. 支払方法及び支払時期

委託料は全額完了払とする。業務履行後、完了報告を行い、検査に合格した後、受託者は市に対し委託料の請求を行う。市は、受託者からの正当な請求があった日から 30 日以内に支払う。

8. その他

- ① 記載のない事項については本市担当者の指示に従うこと。
- ② 事業のために要する消耗品や機材については原則受託者が調達すること。
- ③ その他、疑義が生じた場合は、都度、市と協議し確認の上業務を進めること。